

○本籍の変更・改姓

本籍の変更や改姓があった場合は、すみやかに必要な手続をする。

・事務手続

手続先	手続内容
学 校	(1) 履歴事項異動届 4部 添付【戸籍抄本】 (2) 履歴書の整理 (3) 組合員（会員）台帳氏名訂正（改姓の場合） (4) 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書氏名訂正（改姓の場合）
地 教 委	(1) 履歴事項異動届 3部 添付【戸籍抄本（原本1部・写し2部）】
福 利 課	(1) 組合員証記載事項変更申告書（改姓の場合） 添付 【組合員証】 【戸籍抄本等事実を明らかにする書類（婚姻により結婚手当金請求書と同時に提出する場合は省略できる）】
教育事務所	(1) マスター修正依頼書（改姓の場合） (2) 旅行者名通知書提出（変更箇所朱書の地区あり）（改姓の場合） (3) 教育職員免許状書換願（教育職員免許状書換の場合） 添付 【戸籍抄本】 【書換しようとする免許状】 ※ 県外より交付を受けたものは、当該都道府県へ照会する
最寄の東邦銀行 （会津信用金庫）	(1) 特定口座「けやき」の氏名変更及び改印届（改姓の場合） 添付 【訂正時の共済組合からの通知文の写】
最寄の金融機関	(1) 登録口座の改姓手続（氏名変更・改印届）（給与を口座振込にしている者の改姓の場合） ※ マスター修正により給与等の領収書の姓が変わる給与等の支給日の前日までに行う ※ 教育事務所へ給与等の領収書の姓が変わる（マスター修正）期日の確認
財形積立 金融機関	(1) 財産形成貯蓄変更届（様式第2号）（財形貯蓄をしている者が改姓の場合） ・氏名の変更及び改印
そ の 他	(1) 学生協等に氏名変更の連絡をする